

広域避難場所の変更について

1. 広域避難場所とは

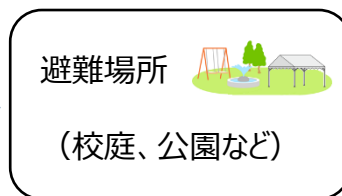
広域避難場所は、地震が発生し、市街地の延焼火災が迫って来た際に避難する場所です。

【避難行動のイメージ】

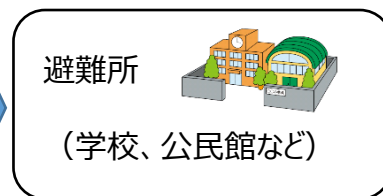
①地震が発生！



②揺れが収まったら

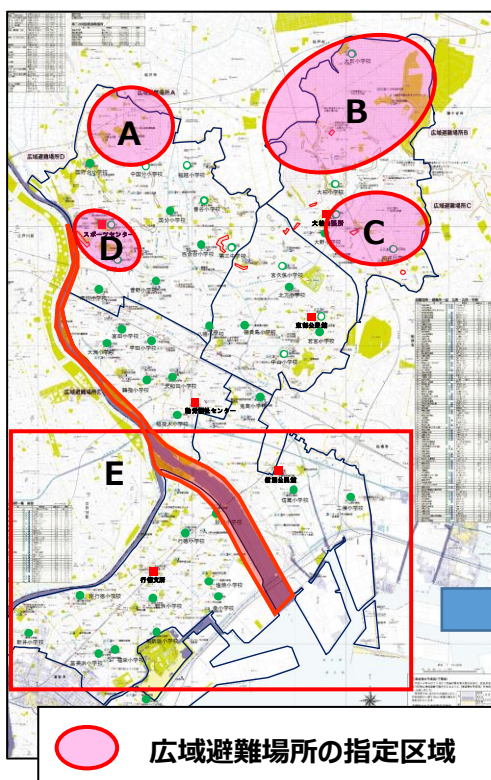


③自宅が被災してしまったら



④市街地で大規模な火災が発生したら

※本市では、市内5カ所を**広域避難場所**に指定しています。



指定箇所

- A 歴史博物館周辺の高台の市街化調整区域
- B 市営霊園を含む大町・大野町の市街化調整区域
- C 姥山貝塚公園を含む柏井町の市街化調整区域
- D スポーツセンターや里見公園を含む学園地域
- E 江戸川堤防敷と第一号江戸川河川敷緑地

拡大（裏面）

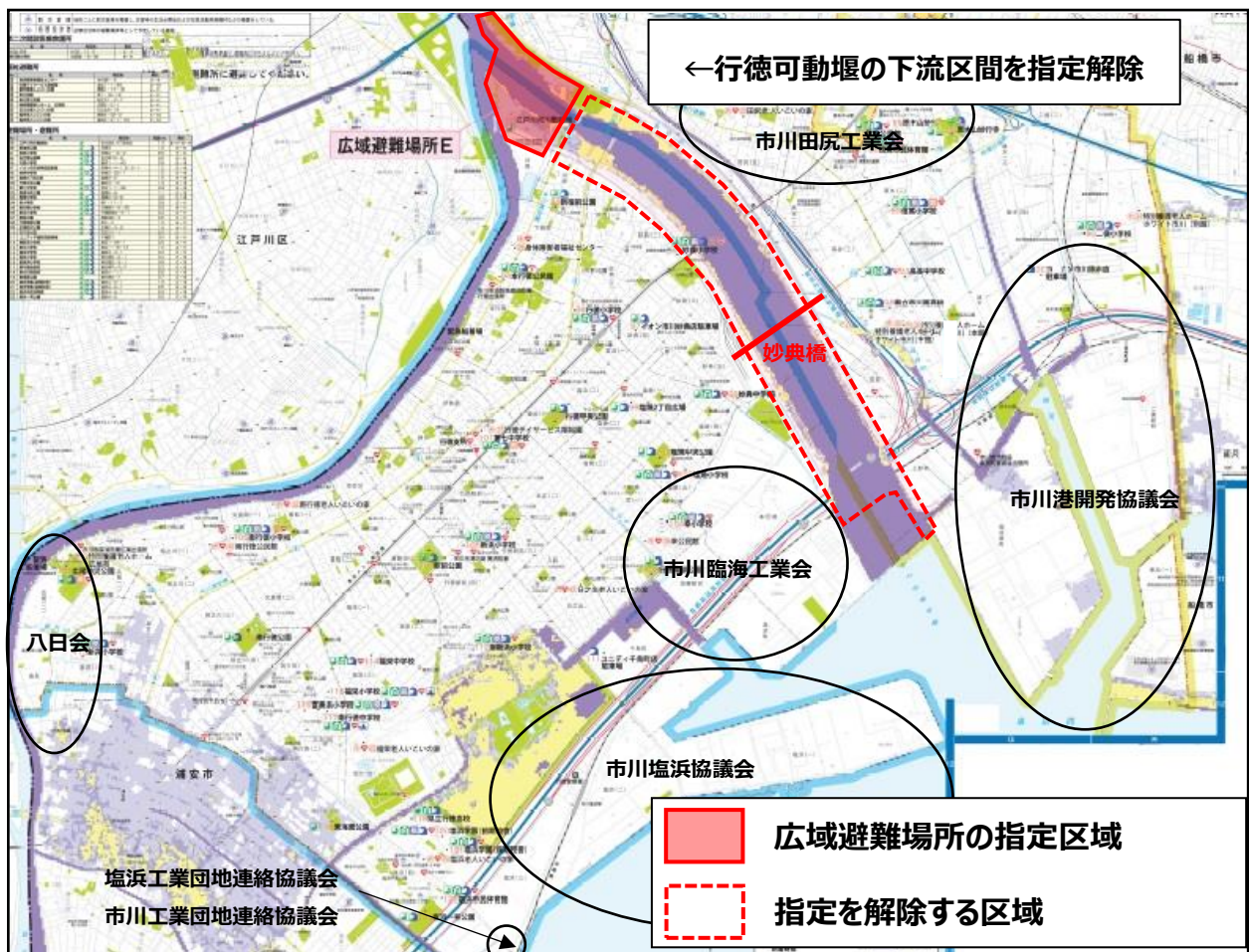
2. 広域避難場所の変更

昨今、地震、津波、水害等が連続して発生する複合災害が増加傾向にあります。

また、「何としても命を守る」という目的で、昨年11月に千葉県が公表した「想定最大規模の浸水想定区域（高潮、津波）」では、「最大規模の台風や地震の発生」、「堤防・護岸の決壊」という最悪の条件を重ね合わせた結果、本市の沿岸部や河川沿いの地区が広く浸水する予測となっています。

そこで、江戸川への高潮や津波の遡上等を考慮し、これまで指定していた江戸川河川敷の一部（行徳・信篤地区）について、広域避難場所の指定区域から外すこととしました。

なお、今回の措置は、より皆様の安全を確保するためのものであり、河川敷への立入りを禁止するものではありません。



※ 万が一、大規模火災が発生したら、火災の状況、風向き等を考慮して、近くの市街化調整区域、大きな公園、校庭等、広い場所に避難して下さい。

【問合せ先】 市川市 危機管理室 危機管理課

TEL : 047-712-8563 (直通)